

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社福田建設（法人番号9380001007139）
業者の住所：福島県郡山市横川町字大谷地37
2. 指名停止措置期間：令和5年3月13日から令和5年4月12日まで（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
株式会社福田建設は、福島県発注工事において、追加工事に関する変更契約で書面の交付を行っていなかった。また、二次下請業者がいることを把握していたにもかかわらず、施工体制台帳及び施工体系図に記載していなかったことが、建設業法第19条第2項並びに第24条の8第1項及び第4項に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和5年1月16日に建設業許可部局である福島県知事から指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内